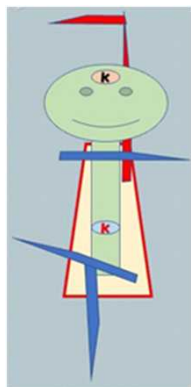


2026年1月施行！ 下請法は取適法へ

下請法改正のポイント

(+ 荷主企業、物流事業者として気を付けるべきポイントなど)



日時：令和7年10月22日(水)15時～

主催：一般社団法人 運輸デジタルビジネス協議会



現行下請法の概要

- 下請法の正式名称は、「**下請代金支払遅延等防止法**」（昭和31年制定）
- 法目的は、**下請取引の公正化**と**下請事業者の利益保護**

適用対象

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託 (プログラム)

役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理)

親 事業者

資本金 3 億超

資本金 1 千万超 3 億以下

下請 事業者

資本金 3 億以下（個人含む）

資本金 1 千万以下（個人含む）

情報成果物作成委託 (プログラム除く)

役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理除く)

親 事業者

資本金 5 千万超

資本金 1 千万超 5 千万以下

下請 事業者

資本金 5 千万以下（個人含む）

資本金 1 千万以下（個人含む）

義務・禁止行為

義務

発注書作成・交付・保存、支払期日の決定等

禁止行為

受領拒否、支払遅延、減額、返品、買ったたき等

①及び②の要件を**いずれも満たす場合に**、取適法が適用されます。

取適法の適用対象取引

< ①取引の内容 >

製造委託

修理委託

情報成果物
作成委託

役務提供委託

特定運送委託

改正により追加

< ②規模要件 >

資本金基準

従業員基準

改正により追加

委託事業者の義務とは

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には以下の**4つの義務が課せられています**。

1. 発注内容等を明示する義務

2. 取引に関する書類等を作成・保存する義務

3. 支払期日を定める義務

4. 遅延利息を支払う義務

委託事業者の禁止行為とは

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の11項目の行為は禁止されています。

たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となりますので十分に注意してください。

委託事業者の禁止行為

【第5条第1項に該当する行為】

- ①受領拒否の禁止 **Point！ 内容改正**
- ②製造委託等代金の支払遅延の禁止
- ③製造委託等代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

【第5条第2項に該当する行為】

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止

Point！ 改正により追加

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

施行期日

令和8年1月1日

下請法の主な改正事項（一覧）

〈規制の見直し〉

（１）協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（２）手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（３）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（４）従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数 300 人（役務提供委託等は 100 人）の区分を新設

（５）面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」

⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）

- ・用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

協議に応じない一方的な代金決定①【改正により追加】

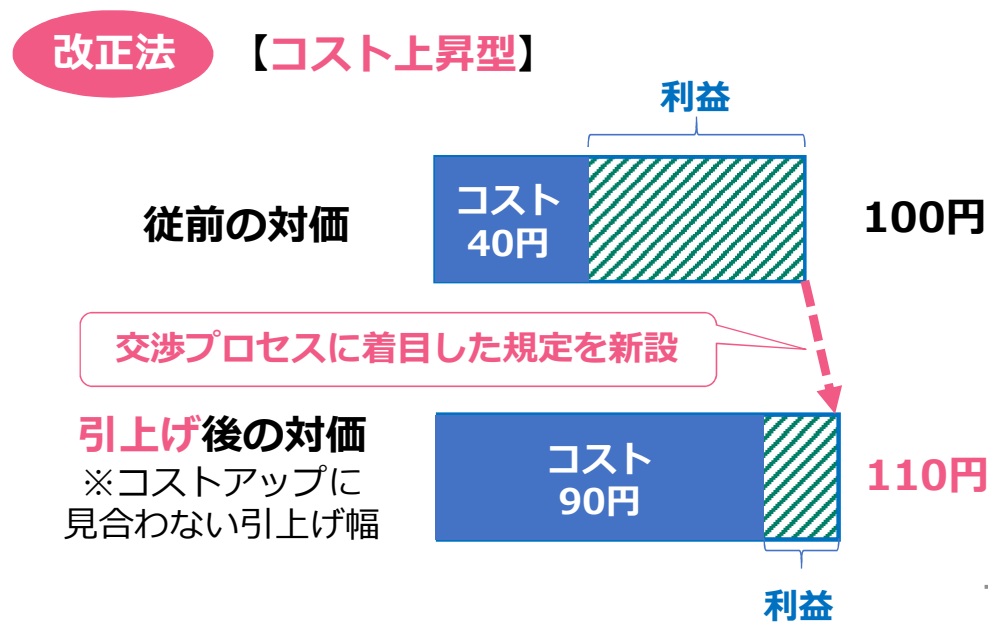
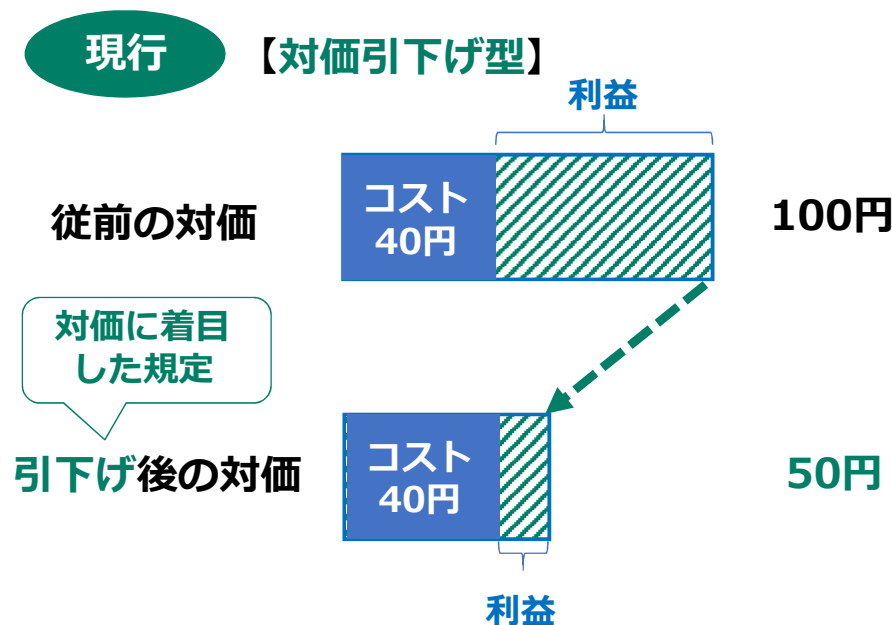
(1) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



協議に応じない一方的な代金決定②（運用基準）

- 中小受託事業者が協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することが追加。

【第4の9(1)】

協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）とは、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。

運用基準における解釈（第4の9(7)）

中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと。

中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること。

中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。

委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。

手形払等の禁止【改正】

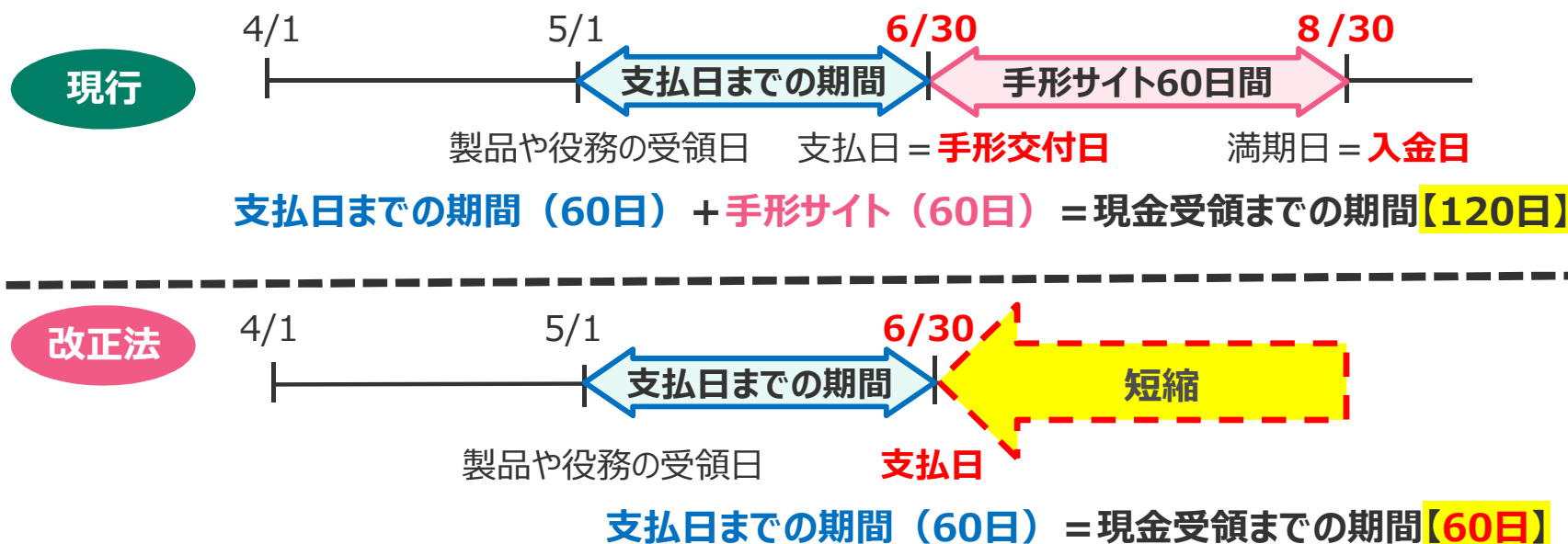
(2) 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当する）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

【第4の2(5)】

✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乘せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受けるなどの行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となること確保されていないため。

【具体例】

○電子記録債権の使用による支払遅延（第4の2、2-15）

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

○一括決済方式の使用による支払遅延（第4の2、2-16）

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者負担させていた。

手形以外の支払手段における支払期日の取り扱い

4 条 規 則（明 示 規 則）

第一条柱書

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定による明示は、次に掲げる事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。

第一項第四号 製造委託等代金の額及び支払期日

同項第五号

□ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額及びその期間の始期

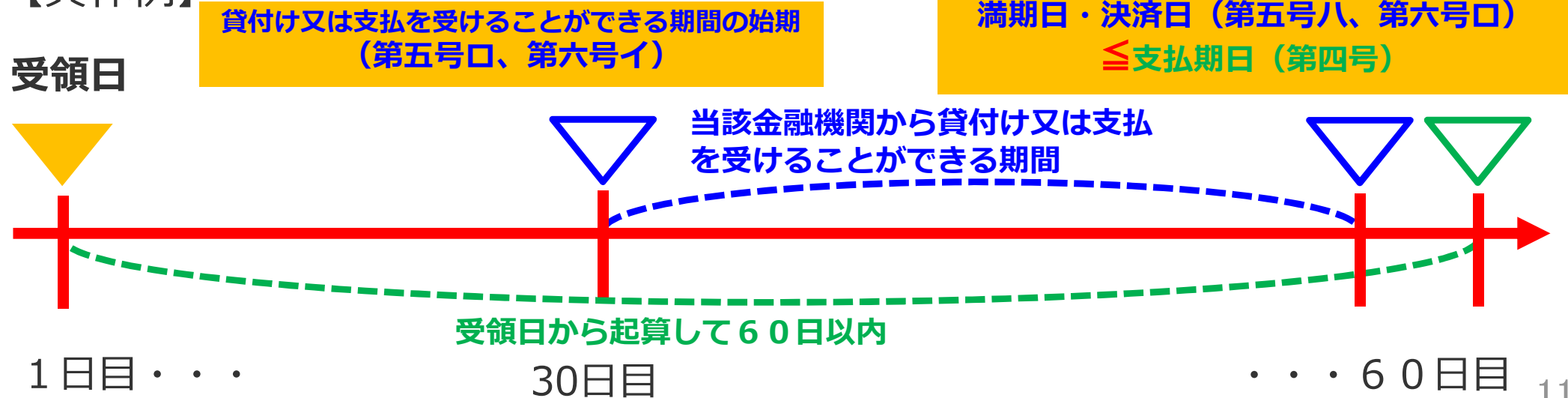
八 当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払う期日

同項第六号

イ 当該電子記録債権の額及び中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとする期間の始期

□ 電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日

【具体例】



特定運送委託①【改正により追加】

(3) 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



特定運送委託②

特定運送委託とは

事業者が業として、

- 販売する物品
- 製造を請け負った物品
- 修理を請け負った物品
- 作成を請け負った情報成果物が記載・記録・化体された物品

について、

その取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対して運送する場合に、その運送の行為の全部又は一部を他の事業者委託すること

【運用基準】 情報成果物が記載・記録・化体された物品

例）広告用ポスター、設計図、会計ソフトのCD-ROM、建築模型、デザインの試作品など（第2の1－5(2)）

【運用基準】 取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送

- 販売等の取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない。（第2の1－5(3)）
- 運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、法第5条第2項第2号に該当する。（第4の7(6)）

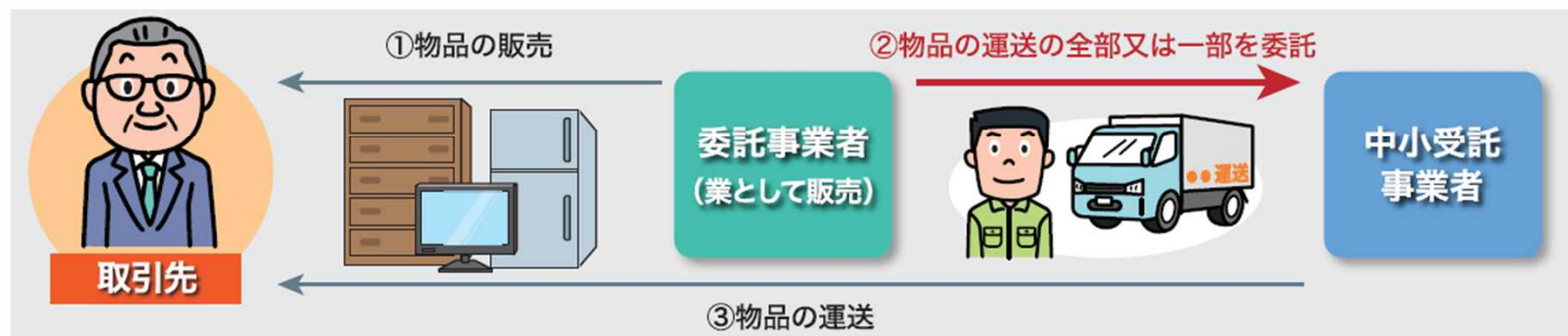
■ 法第2条第5項

この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者委託することをいう。

特定運送委託③

特定運送委託【類型1】

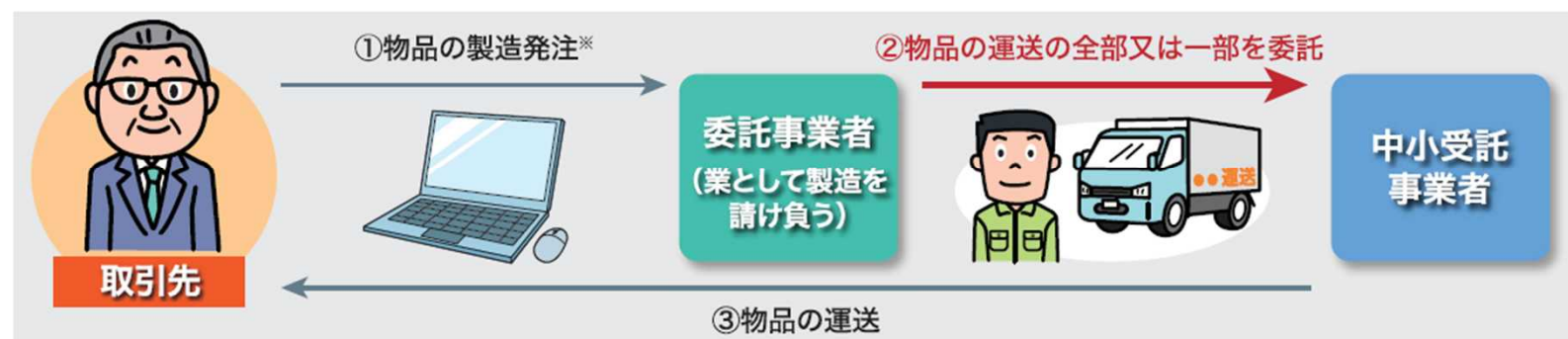
物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先(当該販売先が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者委託する場合。



例 ・家具小売業者が、取引先に対し、販売する家具を引き渡す際に、その家具の運送を他の事業者委託する場合。

特定運送委託【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者委託する場合。



※この製造発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例 ・精密機器メーカーが、機械器具メーカーから製造を請け負い完成させた精密機器を引き渡す際に、その精密機器の運送を他の事業者委託する場合。

特定運送委託④

特定運送委託【類型3】

物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



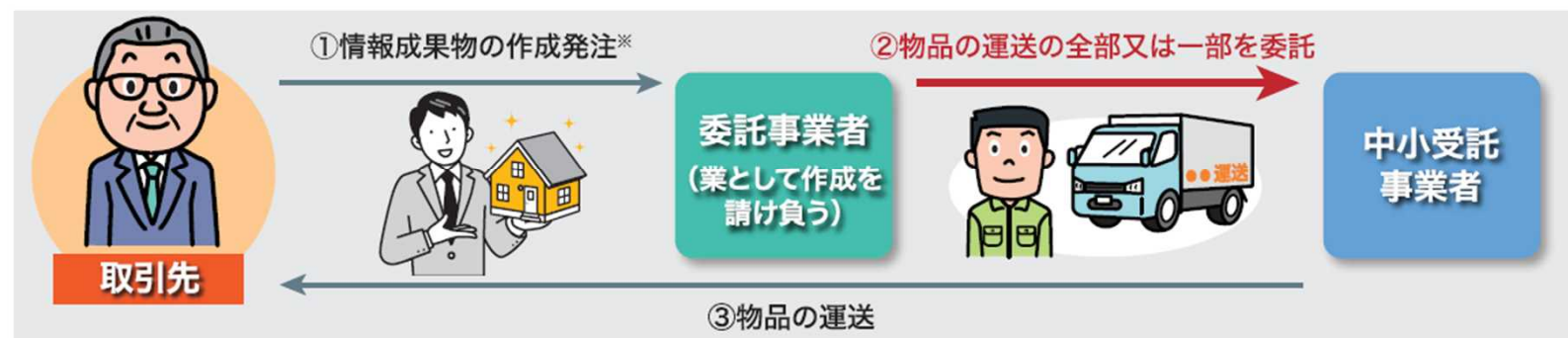
※この修理発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例

・自動車修理業者が、自動車販売業者から修理を請け負い修理を完了させた自動車を引き渡す際に、その自動車の運送を他の事業者へ委託する場合。

特定運送委託【類型4】

情報成果物の作成を請け負っている事業者が、当該情報成果物が記載されるなどした物品の作成の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



※この作成発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例

・建築設計業者が、建築業者から作成を請け負い完成させた建築模型を引き渡す際に、その建築模型の運送を他の事業者へ委託する場合。

従業員基準①【改正により追加】

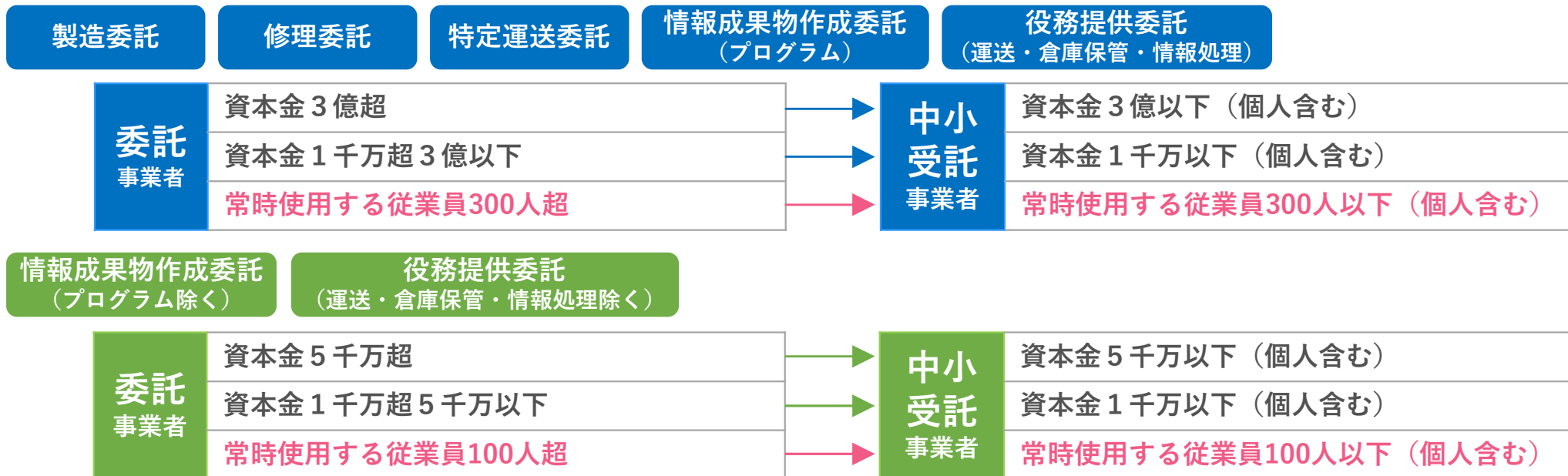
(4) 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

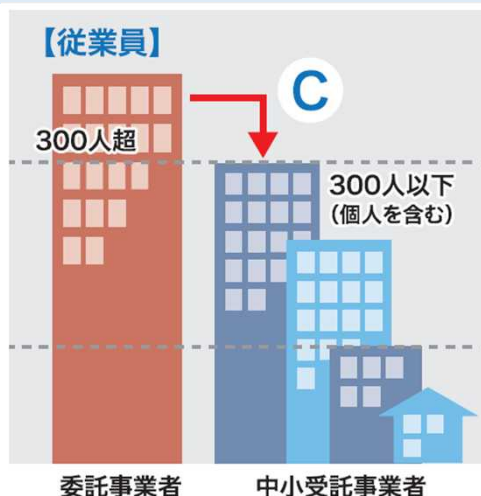


【運用基準】 常時使用する従業員の数（第2の2(2)）

- ・ 労働基準法第108条に基づいて調製が義務付けられている賃金台帳の調製対象となる者の数によって算定するものとする。

従業員基準②

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託の一部（※1）」、「役務提供委託の一部（※1）」「特定運送委託（改正により追加）」の場合の従業員基準は以下のとおりです。

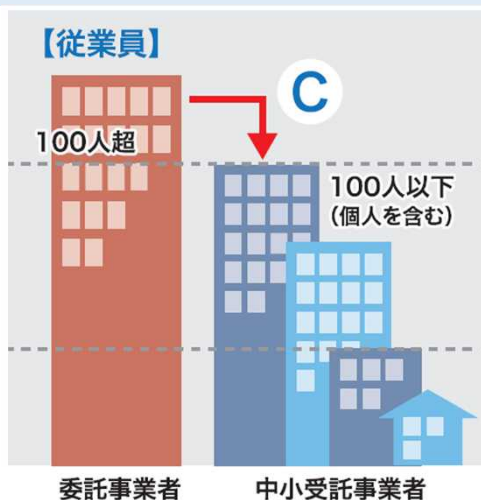


（※1）プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

従業員300人超

従業員300人以下
(個人を含む。)

「情報成果物作成委託（※2）」、「役務提供委託（※2）」の場合の従業員基準は、以下のとおりです。



（※2）プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く

従業員100人超

従業員100人以下
(個人を含む。)

常時使用する従業員について(運用基準)

- 「常時使用する従業員」とは、一時的な雇用関係にある者は含まない。
- 「常時使用する従業員の数」は、労働基準法において作成が義務づけられている賃金台帳に記載されている従業員の数で算定する。

【第2の2(2)】

「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のものをいう。

「常時使用する従業員の数」は、当該事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。

【参考】 参照条文

○労働基準法（昭和22年法律第49号）
（定義）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

（賃金台帳）

第百八条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

（記録の保存）

第百九条 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。

○労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）

第五十五条 法第百八条の規定による賃金台帳は、常時使用される労働者（一箇月を超えて引続き使用される日々雇い入れられる者を含む。）については様式第二十号日々雇い入れられる者（一箇月を超えて引続き使用される者を除く。）については様式第二十一号によつて、これを調製しなければならない。

面的執行の強化【改正】

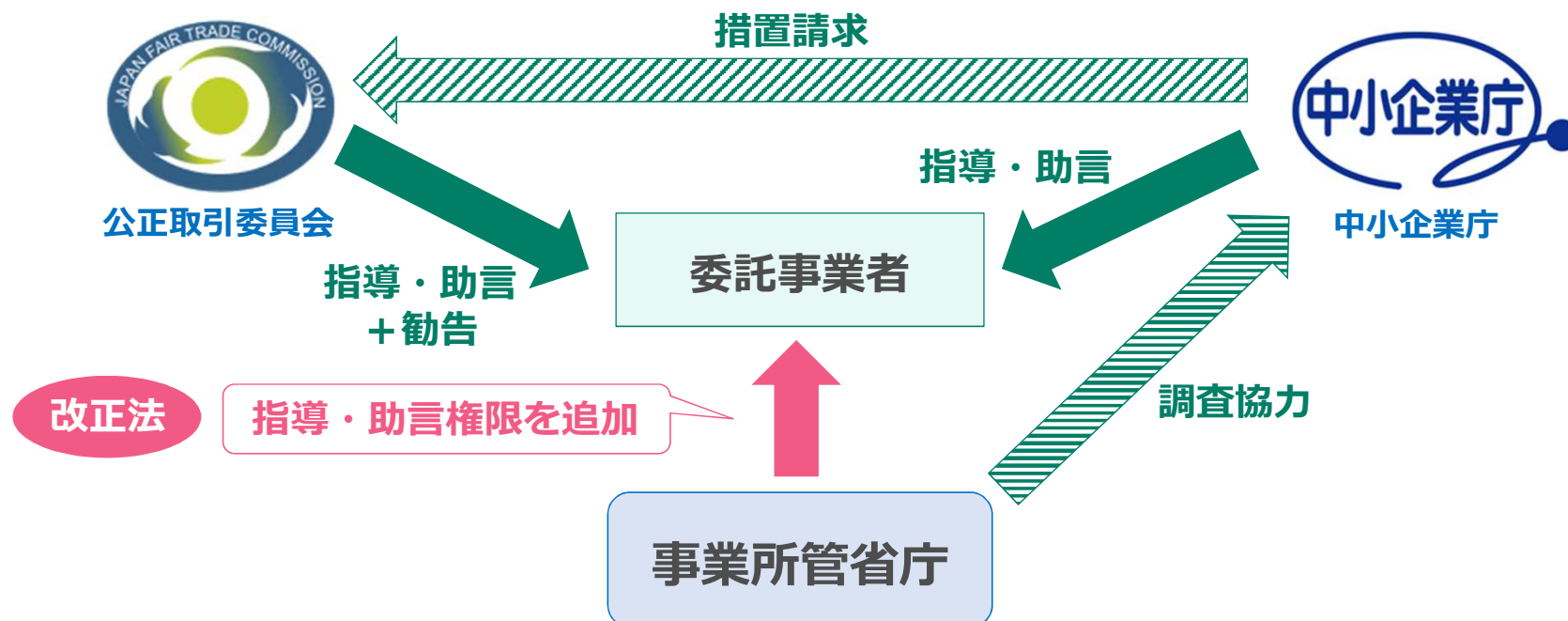
(5) 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



「下請」等の用語の見直し

(6) 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

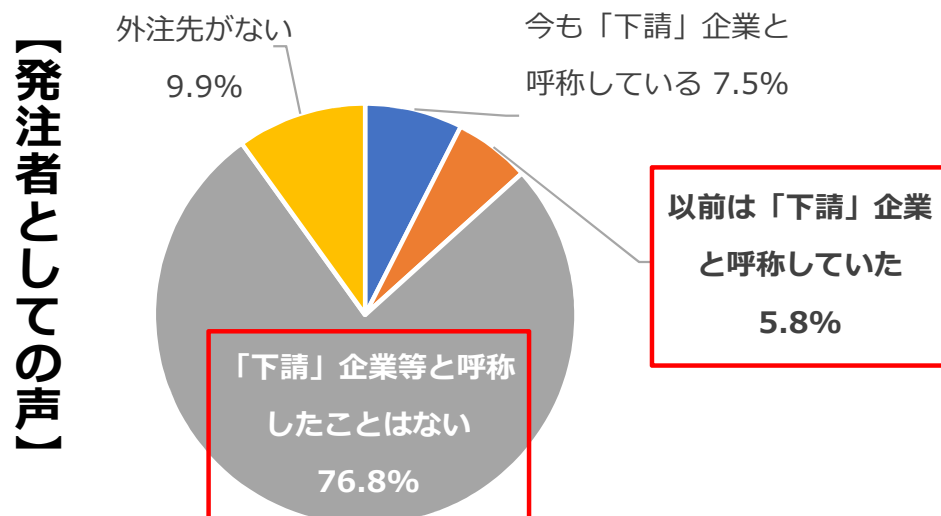
改正理由

- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与え
るとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

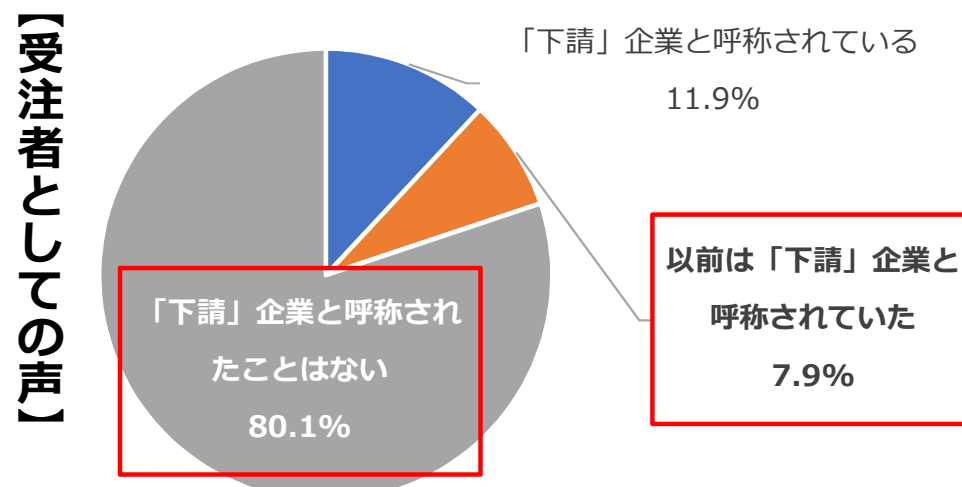
改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、
「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
(n=3,583)



その他の改正事項

(7) その他の改正事項

改正理由

- 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない。
- 書面交付義務について、下請事業者から事前の承諾を得たときに限り、書面の交付に代えて、電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができる。
- 下請代金の支払遅延については、親事業者に対し、その下請代金を支払うよう勧告するとともに、遅延利息を支払うよう勧告することとされているが、減額については、当該規定が存在しない。
- 受領拒否等をした親事業者が勧告前に受領等をした場合や、支払遅延をした親事業者が勧告前に代金を支払った場合に、勧告ができるかどうかの規定上明確となっていない。

改正内容

- ◆ 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物として追加する。【新第2条第1項】
- ◆ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。【新第4条】
- ◆ 遅延利息の対象に減額を追加し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から 実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。【新第6条第2項】
- ◆ 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。【新第10条関係】

木型等の対象追加（運用基準）

- 現行の下請法の製造委託においては、物品等の製造のほか、物品等の製造に用いられる金型の製造については適用対象。
- 改正により、専ら物品等の製造に用いる木型、工作物保持具（治具）等の製造を製造委託の適用対象に追加。

【第2の1－1(1)】

「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託すること」をいう（法第2条第1項）。

用語	運用基準における解釈・具体例(第2の1－1(3))
専らこれらの製造に用いる型	目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これらの製造専用のもの
その他の物品の成形用の型	例えば、樹脂製の型など
工作物保持具	いわゆる治具をいう
専らこれらの製造に用いる特殊な工具	汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のもの

発注内容等を明示する義務①

1. 発注内容等を明示する義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。

※中小受託事業者からの承諾がなくとも電磁的方法による明示が可能となります。

改正のポイント！

発注時に書面又は電磁的方法により明示すべき事項（明示規則第1条第1項）

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 委託事業者及び中小受託事業者の名称② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日③ 中小受託事業者の給付の内容④ 中小受託事業者の給付を受領する期日⑤ 中小受託事業者の給付を受領する場所⑥ 中小受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日⑦ 製造委託等代金の額⑧ 製造委託等代金の支払期日 | <ul style="list-style-type: none">⑨ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額及びその始期、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払う期日⑩ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日⑪ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日及び決済方法⑫ 明示しないものがある場合に、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定める予定期日 |
|---|--|

発注内容等を明示する義務②

1. 発注内容等を明示する義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。

※中小受託事業者からの承諾がなくとも電磁的方法による明示が可能となります。 **改正のポイント！**

●明示する方法

明示する方法

発注内容等を明示する方法は書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、委託事業者が選択できます（電話など口頭で伝えることは認められません）。



委託事業者

書面の交付

委託事業者が
選択可

電磁的方法による提供



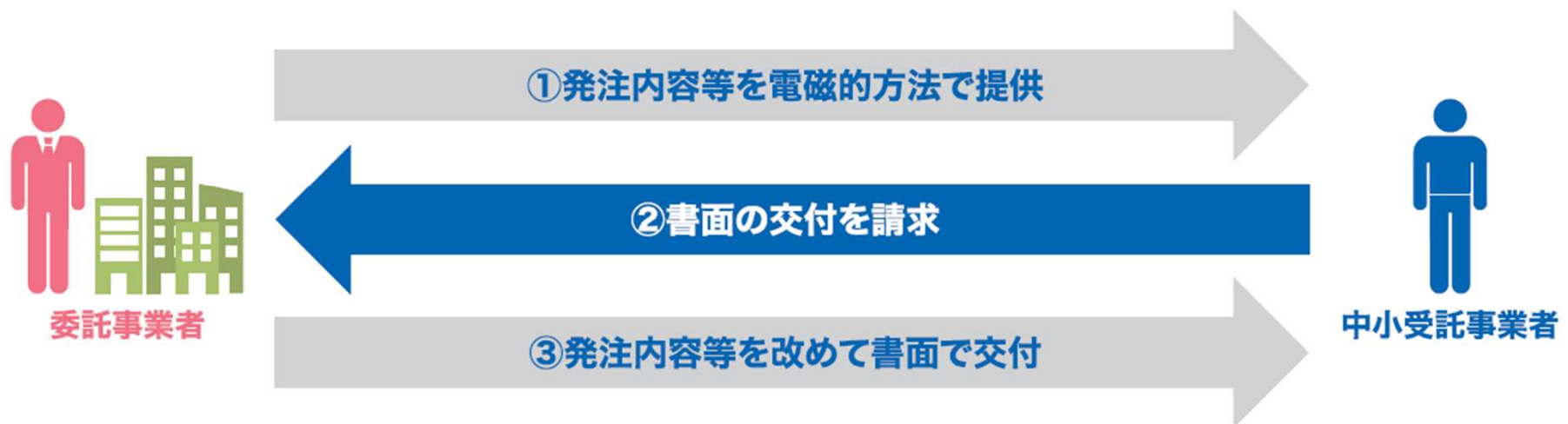
中小受託事業者

発注内容等を明示する義務③

●電磁的方法により発注内容を明示した後に書面を求められた場合の対応

電磁的方法で提供した後に書面を求められた場合の対応

発注内容等を電磁的方法により明示した場合、中小受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付する必要があります。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。



振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反**とするよう、運用基準を見直すこととする。

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、**下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、**親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を**差し引いて下請代金を支払うことが認められる。**



【改正後】（第4の3(1)力）

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から**差し引いて支払うことは減額に当たる。**

運用基準

7 不当な経済上の利益の提供要請

- **部品等の製造委託に関し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等）の保管費用（型等の保管に要する費用。例えば自社倉庫の使用料相当額、外部倉庫の使用料、倉庫等への運送費、メンテナンス費用等）を支払わず、中小受託事業者に当該型等を保管させることは、法第5条第2項第2号に該当する。**

なお、当該型等について、委託事業者が所有する場合のほか、**中小受託事業者が所有する場合であって委託事業者が事実上管理しているとき**（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）**も同様である。（第4の7(4)）**

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

➤ 7-5 **型・治具の無償保管要請**

- 委託事業者は、機械部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者が所有する金型・治具の廃棄には委託事業者の承認を要することとした上で、当該機械部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者は無償で金型・治具を保管させた。

➤ 7-6 受領拒否に伴う商品の無償保管要請

- 委託事業者は、食品用包装資材等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した食品用包装資材等を受け取らず、その期日以降、別途納入を指示するまでの間、中小受託事業者に対し、無償で当該食品用包装資材等を保管させた。（この場合、当該食品用包装資材等の受領拒否についても法に違反する。）

運用基準

- 運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、**運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務**(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)**を提供させることは、法第5条第2項第2号に該当する。** **(第4の7(6))**

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

- 7-13 従業員の派遣要請

委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を委託している中小受託事業者に対し、自身の事業所の構内での事故防止のためとして、荷役作業や車両移動時の立会のために従業員を派遣させた。

- 7-14 労務の提供要請

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。

- 7-15 関税・消費税の立替え要請

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、関税・消費税の納付を立て替えさせ、中小受託事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなかった。

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

HOME 公正取引委員会について 報道発表 広報活動 独占禁止法 下請法 フリーランス法 スマホソフトウェア 競争促進法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報提供・手続等窓口

公正で自由な競争が
持続的な成長と生活水準を
向上させる

JAPAN FAIR TRADE COMMISSION

取引適正化に向けた
公正取引委員会の取組

競争の活性化に関する提言
(アドボカシー活動)

デジタル分野における
公正取引委員会の取組

2024年11月1日から
フリーランスの方の
ために、
新しい法律が
スタートします。

相談窓口

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直)
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 取適法担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 取適法担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 取適法担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 取適法担当

〒540-0008 大阪市中区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 取適法担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 取適法担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 取適法担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課 取適法担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)